



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ソトー
代表者名 取締役社長 高岡 幸郎
(コード番号 3571 東証・名証第二部)
問合せ先 取締役管理担当 中島 紀男
(TEL. 0586-45-1121)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 400,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 3.0%)
- (3) 株式の取得価額の総額 5 億円 (上限)
- (4) 自己株式取得の日程 平成 21 年 5 月 20 日から平成 21 年 9 月 18 日まで

(ご参考) 平成 21 年 5 月 14 日時点での自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	13,128,258 株
自己株式数	805,499 株

以上